

# 奉幣使をめぐるて

内 藤 二 郎

## 1 は し が き

筆者が所蔵する備前藩上道郡沼村内藤家文書中の文久4（1864）年の「諸願留帳」によると、「奉幣使様御通行の節御道筋仕構」なる藩当局からの通達が記録されている。

本稿ではこの史料を紹介するとともに、この通達が如何なる根拠と方法によって行われ、そして、それによって山陽道沿いの村々に如何なる影響を及ぼしたのかと、というような点の解明を試みたいと思う。

従って、まず第一に「近世交通体系」の大体にふれ、その中における「奉幣使」の通行がどのように位置づけられていたのかを見ることにしたい。このことはまた、街道宿駅の果す公用交通負担の体系＝宿駅機構、助郷関係、それはまた、宿駅関係の村々の村入用との係り方にも関連をもつことになるであろう。

## 2 街道宿駅と助郷

近世における我国の交通経路は「江戸を中心とした五街道を幹線とする<sup>(1)</sup>」ものであり、すなわち、東海道・中山道・日光道中・奥州道中・甲州道中を意味し、これに「佐屋路・美濃路・例幣使街道・壬生通・水戸佐倉道・本坂通などのほか、日光法成道<sup>(2)</sup>」が付属していた。これらは「万治2（1659）年設置の道中奉行<sup>(3)</sup>」の管下におかれていた。

このほかに「脇往還または脇街道、脇道など<sup>(4)</sup>」いわれるものがあり、そのうちでとくに「重要度の高いものは伊勢路・中国路・佐渡路<sup>(5)</sup>」などがあり、これらは勘定奉行の支配下におかれていた。

当時の街道の道幅はどれくらいであったを示す史料としては「道中筋往還并並木敷地之儀、間数定等は無之、大体道幅は2間より3.4間迄、左右並木敷地は9尺宛に而相当可致<sup>(6)</sup>」と述べられている如くであった。

これら交通経路には古くからの「伝馬制」「宿駅制度」を充実させて、各宿駅には、「人馬を用意して、公用の貨客は無賃または御定賃銭、それ以外は相対賃銭で継送り、旅宿で（は）公定の賃銭<sup>(7)</sup>」をとるようになっていたのである。

とくに、宿駅の「任務は公用通行の貨客に対する人馬提供による輸送であり、これは原則として前宿から後宿へ1宿毎の継ぎ送りであり、この人馬継立てこそが宿駅の負担の最たるものであった。この負担を当時、御伝馬役といい、伝馬役には馬役と歩行役（人足役）とがあった<sup>(8)</sup>」。そして、これらにはつぎのような区別があった。

「宿駅における人馬継立の種類には、御朱印・御証文・無賃・御定賃銭・雇上などがあ<sup>(9)</sup>った」。これらの種類によって交通上の各種の特権付与が区別されていたのである。

宿駅の人馬継立は宿駅の重い負担であったから、これらを出来るだけ制限しようとした動きが見られると共に、五街道ではこれらを定助郷の形でもって「巨離的にも近接して一種の生活共同圏を形成したとみられる村々<sup>(10)</sup>」に負担させていた。

脇往還に於てもこの動向は見られる。即ち形式は相対助郷でありながら、同様に定助・大助・加助など各種の助郷が存在していたのである。

五街道の宿駅の御伝馬人足定数は、東海道では寛永15(1638)年に「100人100<sup>(11)</sup>疋」、中山道にては「万治2(1659)年から寛文5(1665)年の間に各宿50人50<sup>(12)</sup>疋」と定められたが、五街道の「常備伝馬人足定数は街道の全宿に一様ではなかった<sup>(13)</sup>」。他の三街道にては、「推定によれば万治3(1660)年までには、25人25疋の常備伝馬人足定数が設定されていたと考えられるのである<sup>(14)</sup>」。

「山陽道では、矢掛宿のごとく既に——実現して25人25疋の定数が設定されていたところもあったが、宿駅によってはそれが設定されていないか、設定されていても定数が少なかった<sup>(15)</sup>——」のである。

差当り本稿に関連をもつ藤井宿について見れば、「元禄16(1703)年から馬継宿にな一(り)近郷の鉄・北方両村を加宿とし、それらの村で拝借銀によって馬持となった者<sup>16</sup>を加え、常備伝馬は8疋と定められ<sup>16</sup>」ている。そして、人足定数の設定はないとされている。

かかる状態であるから、山陽道では「通行諸侯の使用人馬総数が、この定数以下である場合には常備伝馬人足でこれを継送り、これを越す人馬を必要とする場合には、超過分を助郷に出役を要請して継送<sup>17</sup>っている」し、或は「常備伝馬人足のみでは家中通行や諸飛脚衆通行継送りに当るのみで、幕府御用や諸侯通行<sup>18</sup>に対しては、すべて郡中村々に出役を要請しなければならなかった」のである。

山陽道では常備伝馬人足定数がないので、従って、助郷が必然的に要請される状態に置かれていたのである。

ところで、備前藩においては、この助郷をどのように編成していたのかをここで一応見ておきたい。

備前藩においては、「郡方支配は郡を3～5の大庄屋組に分け、郡奉行は大庄屋を通して支配したが、助郷人馬も大庄屋組を単位に出役した<sup>19</sup>」のである。

片上・三石両宿には、さきに述べた如く「常備伝馬人足定数は——設定されていないところもあ<sup>20</sup>った」のであるが、次の史料によると「和気郡清水組村々之義ハ、兼而三石・片上両駅助郷ニ御座候処——元来人足20人以下ハ駅所詰、其余御入用之分ハ助郷江割賦相勤来居申候<sup>21</sup>」というように、清水組村々では常時20人を駅所詰としており、従って、「助郷出役は継送り人足21人以上を要する通行に限られ<sup>22</sup>」ていたのである。

ところで、和気郡内の助郷に関しては、大庄屋各組毎にそれぞれ助郷の出役がつぎのように決っていたようである<sup>23</sup>。

和気郡内に於ては、郡中助郷となっており、宿駅の所在する郡内全部が助郷とされている。三石・片上の所在する和気郡では、そのうちの宿駅所在の大庄屋組即ち南両組とされている清水村組と奥吉原村組とが定助郷的な出役となり、北3組に属する日笠下村組・矢田村組・藤野村組は、大助郷的な出役となって

いる。この大助郷的な北3組は、とくに継送り人馬規模がもっとも大きい通行にだけ出役していた。

そして、この南両組＝定助郷と北3組＝大助郷との差異は、これのみでなく、さきに述べた宿駅の駅所詰人足を出すことにも関係しているようである。

即ち南組に属する清水村組は常時20人以下の駅所詰人足を出しているのである。従って、同じ南組に属する奥吉原村組も駅所詰人足を何人か常時出していた筈である。この人数ははっきり史料上からは把握できないのであるが、藤沢氏の「三石宿継送りに出役の助郷人馬出役区分表」によると<sup>(24)</sup>ほぼその大要が推測できるのである。

この表には出役の村々の区分と「宿切」と云う区分がされている。

この「宿切」についての藤沢氏の説明によると「宿駅人馬またはこれに宿駅での買上げ人馬すなわち相対人馬を加えて継送り、助郷は出役しない場合」を「宿切」の継送り<sup>(25)</sup>とされている。三石宿の場合さきの清水村組の駅所詰20人以下の人足＋宿駅買上げ人足数が三石宿駅所詰人足総計となる筈である。

さて、さきの表によって、「宿切」の多い番号をひろって見ると、つぎのようである。

①⑥ 55人 ④⑨ 45人 ④⑤ 43人 ⑤⑩ 40人

即ち、40人以上55人の「宿切」の月日が見られる。

南両組の受持つ三石宿駅所詰人足は、清水組の20人以下では不足になっている。即ち、21人乃至36人を宿買上げ人足か奥吉原村組からの駅所詰人足かで充足していたことがわかるのである。このうちの奥吉原村組の駅所詰人足数を何人と見るかは問題であるが、南両組の助郷出役比をこの表で見るとほぼ6対4で奥吉原村組の方が多い。この割合で計算すると奥吉原村組駅所詰人足32人弱ということになろう。即ち南両組で駅所詰人足約50人位内外と推定してよいのではあるまいか。

このような和気郡内の助郷の状況を見るとき、岡山藩内上道郡内の助郷の状況もほぼこれと同様の方法が行われていたものと考えてよいであろう。

藤井宿の直接の史料ではないが、元治2（4月7日慶応と改元1865）年沼村の

「諸願留帳」<sup>29</sup>中に、6月10日から7月にかけての間に、月日記載のないつぎのような願留がある。恐らく、6月10日より、7月初めの間に出されたものであろう。

## 御内意

一 上道郡藤井鉄往還御用寄人足拾人以下、藤井、鉄両村請拾人より六拾九人迄、自組請其余入用高、多少ニ寄□□奥取分先年より規定之通繼立来一ケ年五千内外之自組請ニ而相濟居申候処、異船渡来已後次第ニ入増、殊去ル戌秋以来諸家様御定式之外、京都御上下、其外御奥向様御引取打続大数御通行、駅所、助郷とも及難渋候ニ付、御雇増錢願上、御聞濟、已来御定其外増錢申請候分、度每人足働辻割賦可仕候、外組々より申出一応尤之義ニ可有御座候得共、日々御通行之内御定<sup>十二人</sup><sub>二十五人</sub>已下、并自組請七十人已下之御入用、殊多分ニ相成候故自組之難渋格別強く御座候、既去ル、戌年一ケ年御入用当二万三千百二十四人内八千二百七十二人、外四組掛、一万四千八百五十二人自組掛、外四組之七倍余を請、昨々年ニ而ハ七<sup>カ</sup>(十)人已下之自組請之御通行量ニ而、兼而困窮人と村々屈竟之者共日々御用人足指出、農務肝要之節杯、別而作方指支、勿論大造間米入増、難立行迷惑至極仕候、殊ニ藤井駅之儀ハ外両駅と遠、諸役人御給米御立候向御手薄且小駅ニ而外駅同様御大用相勤、失費不少割増錢請取候節、御先方ニ寄容易之掛引ニ□□御渡無御座候

宿役人共格別心配仕候義ニ御座候前条之訳柄厚御憐察被為下増錢請取辻之内、宿方諸雜費助錢引除、残ル分年中人足寄セ辻ニ御割賦被仰付候様申上度存御内意書付奉指上候 以上

十九ヶ村名主 連中

右之通申出候間宜敷御差別奉願上候 己上

大庄屋格藤井村

一左衛門

大庄屋中井村

大森増次郎

この文書によると、上道郡口奥助郷組が5組に編成されており、このうち沼村の組入れられている大庄屋組の村々は19ヶ村となっている。そして、大庄屋は中井村の大森増次郎であった。

御用寄人足については、藤井・鉄両村は10人以下であり、沼村の入る大森組(或は他の4組分ともでか)からは、法定の人足は12人乃至25人となっていたようである。

即ち藤井宿駅所詰としては、藤井・鉄両村より10人以内、大森組村々19ヶ村(或は他の4組分ともでか)よりは、12人乃至25人で、両方の合計では24人乃至35人が法定の常備人足ではなかったのではないであろうか。

そして、助郷としての藤井・鉄両村の人足は10人より69人、沼村の組入れられる大森組にては70人以上人足の必要の場合出役となっていたようである。

この大森組にては、従来の助郷実働人員は1ヶ年5千人内外であったが、戊(文久2年壬戌1862)年秋以来は急増して、同年は上道郡口奥分全部の5組では、1ヶ年2万3千134人の出役であり、その内の大森組分では、1万4千852人、他の4組分合計では8千272人となっている。

大森組では他の4組分合計出役の7倍余を請けていたと述べている。

この史料で見ると、上道郡内の助郷組の機構の一部がこのように推測できるのである。

ところで、助郷の設置には、どのような形式、手続が踏まれていたのかを、ここで一応見とおきたい。

山陽道は脇往還ではあるが、助郷の設置が見られるのである。従って、街道の管理運営は勘定奉行の支配下におかれていたのである。

助郷の設置も同様かというに、幕末の事例によると、元治元(1864)年の第1次長州征伐の際に備中矢掛宿では、庭瀬藩領板倉宿とともに大規模な臨時新加助郷設置方を大阪町奉行所に願出て許されており、ついで慶応元(1865)年の第2次長州征伐の際にも、同様手続を経て許されている<sup>切</sup>。

この経過から見ると、山陽道での助郷設置は勘定奉行ではなくて、大阪町奉行管轄下におかれており、そして幕府の管理運営のもとにその設置も左右され

ていたものと推測してよく、備前藩領の山陽道沿いの村々も同様であったと思われるのである。

### 3 奉 幣 使

藤沢によると「奉幣使が山陽道を通行したのは豊後宇佐八幡と筑前香椎神宮に対するものが主なものであった。——『続日本記』によれば、天平9(737)年4月には新羅の叛いた由を伊勢大神両社とともに住吉・八幡・香椎の三社に幣を奉って告げており、——嘉元2(1304)年の奉幣から後は440年にわたって——中絶し、再興されたのは——延享元(1744)年のことであった。——この年——9月に平和祈願の奉幣が行われ、爾後甲子の年ごとに奉幣使が派遣された<sup>28)</sup>とされている。そして、その後文化元(1804)年2月に第2次が派遣されたことを記されている<sup>29)</sup>。

ところが、中野幡能によると、宇佐神宮所蔵の「歴代宇佐使」により、朝廷の勅使は「養老4(720)年9月以来——元治元(1864)年5年21日の孝明天皇による正四位下行近衛中将源朝臣通善」派遣を最後とする通計216回とされている<sup>30)</sup>。

そして、「歴代宇佐使」によると、再興第2次派遣年月は「文化3(1806)年3月14日とされておりこの点、藤沢の説とは宇佐使始源の養老4年説とともに、2点において相違しているのである。

もっとも、藤沢は朝廷側の「続日本記」の記録中に奉幣使の記録の初見が天平9(737)年とされているのであって、それ以前に行われていないとは云われていないのである。従って、始源については宇佐神宮の記録を一応信ずるほかないであろう。

再興後の第2次派遣年月については、この奉幣使派遣のさいの山陽道の宿駅、備中庭瀬藩矢掛宿「石井家文書」<sup>32)</sup>並に「池田家文庫」<sup>33)</sup>の文書年月日から見て、文化元(1804)年の藤沢説に従うべきであろうと思う。

このような奉幣使は「幣と宣命を奉持して下向」<sup>34)</sup>したとされるが、具体的にはどのような構成をとり、それに対する宿駅の人馬要請はどんなであったかを、

ここで一応見ておきたい。

文化元（1804）年2月付、石井家文書「奉幣使御通行ニ付御近領聞合書上帳」所収の再興第2次の奉幣使の先触状には、つぎのような記載がされている。

「このたびの奉幣使は右近衛中将四辻公説で、彼は供立137人を引き連れ、予定としては京都を発して21日で宇佐八幡到着、その後5日で香椎宮に参詣することとしている<sup>35)</sup>」。そして特権人馬と使用人馬はつぎのようであった<sup>36)</sup>。

「一 御幣物御唐櫃 六棹 此人足二十四人

一 衛士乗物 此人足四人

一 御幣物奉行乗物 此人足四人

（以下、三十二項省略）

惣合三百三十八人

（十二疋）

外ニ夜ニ入候節、御提燈持人足四十人斗右

御朱印人足六十一人

但、六分増三十七人

御証文人足百二十五人

合二百二十三人

不足人足百十五人

一 右不足人足者御定之賃銭相払候間、不足人足代何程と申儀書付、問屋場ニ於而目附役之者江可差出、此段可被相心得候

（文化元）子2月 四辻殿小頭

植野清兵衛

田中専蔵

原田四郎兵衛

戸田重兵衛

伏見宿より筑前青柳宿迄

問屋  
宿々 肝煎 中

」

このように、「先触状で発注の人馬は朱印人馬98人12疋、証文人馬（無賃）125人、御定賃銭人足115人で、御定賃銭人足に対しては——幕府規定の人馬使用方法どおり賃銭を支払うから請求するようにと記している<sup>37)</sup>」。

ここに掲げたものは、先触状による要求人馬数であるが、実際に宿駅で使用された人馬数はかなり大幅にふえている。

岡山宿における、同年の奉幣使関係の実際の人馬使用状況をつぎに見ることにしよう。

「書上

一 奉幣使四辻中將様御通行被遊候ニ付町役人足被仰付、本役人足千十二人半之内八百人手当仕居申候所、不意御小休被遊御本陣近勝手宜御座候ニ付、馬駅之人足継場ヲ紙屋町へ送り、人足継場仕申候、折節雨天ニ相成候故人足入増段、時ニ雇出し申候人足三百十一人、晩方ニ及び申候ニ付御挑燈持四十人指出申候、御同夕御使者柴田主殿様丸尾四郎左衛門方へ御帰り被成、夜半頃ニ臨時ニ人足十七人指出し無御指支御用相済申候、尤人足賃銭ハ御払無御座候

一 同御用継馬二十疋指出し、無御指支御用相済申候、尤駄賃者御払無御座候但馬宰領同判頭二人付添差出し申候

(朱字)

一 右之馬ハ矢張り毎之通馬借ニ而継立候事、尤駄賃銭ハ追而馬頭共より切手指出し立遣候、夫々切手留ニ有之

一 同御用宿駕籠五十五挺用意仕差出、無御差支御用相済申候、并駕籠蒲団五十西大寺町嶋屋武吉方ニ而損料ニ而借り差出申候

(中略)

右之通、夫々御手当仕無御指支御用相済、御立被遊候ニ付御注進奉申上候、以上

文化元年子三月 紙屋町（外七か町省略）

右町々名主

馬頭兩人

人足肝煎

式歩仲買

連判

39  
」

「これによれば、岡山宿での使用人馬は、1,168人20疋で、幕府規定に準拠すれば朱印・証文による無賃人馬は223人12疋で、これを超過している945人8疋には御定賃金を支払わなければならなかったにもかかわらず、『人足賃金ハ御払無御座候』『駄賃者御払無御座候』と——1人1疋分の賃金支払いもなかった。<sup>39</sup>」  
 「これは藩として——<sup>40</sup>応待基準」を「御朱印人馬之儀者格別、此外指出候駄賃人足賃之儀、払候ハハ請取、此方より者乞申間敷事<sup>41</sup>」と決定し、藩当局から領内宿駅に令していたからである。

このような前例を参考としながら、奉幣使通行のさいの村々の助郷の状況を推測してみたい。

藤沢の「三石宿継送りに出役の助郷人馬出役区分<sup>42</sup>」表によると、元治元(1864)年の梅溪中將一行の奉幣使御通行のさいの、定助郷と大助郷の各村々の三石宿出役状況はつぎのようであった。

5月27日の奉幣使下向のさいには、和気郡18ヶ村組(南両組<sup>南</sup>清水村組<sup>清</sup>)にては、定助郷106人であり、7月7日の奉幣使の上りのさいの雑掌通行の時には、三石宿切30人、2疋、奥吉原村組90人、7月9日の奉幣使上りの際には、三石宿切23人19疋、清水村組定助60人、奥吉原村組定助7人、北3組中の日笠下村組大助18人、同矢田村組大助18人、同藤野村組大助22人、7月9日上りの助郷人馬合計148人19疋となっている。

このような和気郡大庄屋組の助郷状況から見れば、上道郡内の同規模の宿駅藤井宿に於てもほぼこの程度の助郷を各大庄屋組村々に負担させていたと推察されるのである。

#### 4 「奉幣使御通行之節御道筋仕構」通達

ところで、奉幣使御通行に際し、山陽道貫通の村々では実際にどのような配慮と手配がなされていたかの史料をここで見ておきたい。

さきの文化元(1804)年3月の奉幣使右近衛中将四辻公説派遣のさいには、2月に四辻殿小頭4人の連名の先触状が、伏見宿より筑前青柳宿迄の「宿々問屋、肝煎中」に出されている。<sup>(43)</sup>この前例からして、元治元(1864)年5月の奉幣使派遣のさいにも、右近衛中将源朝臣通善の小頭から4月初旬頃には「宿々問屋、肝煎」宛に先触状が出されていたものと考えられる。従って、このような先触状によって、備前藩に於ても山陽道沿いの村々に準備手配書が出されていたわけである。

つぎに、この全文を紹介しておきたい。名称は「奉幣使御通行之節御道筋仕構」<sup>(44)</sup>なる通達である。

「豊州宇佐宮筑州香椎宮江、奉幣使当五月御通行之節

一 第一御不敬之義無之様ニ大庄屋ヲ始村役人共相心得、末ハ人足之者迄も申聞、些も無作法無之様可致事

一 御領分御道筋諸メ川渡場土□□惣而道橋随分念入掃除可申付事

但御朱印人馬之義ハ格別、此外指図ノ駄賃人足賃之義候ハハ御請取、此方より乞申間敷事

一 御幣櫃居台二通

但一通リハ御旅館ニ指置、一通リハ御道筋御跡より持廻、并新筵も持廻リ立場々々御着休ニ而御櫃居候事

但舟坂峠より持廻リ候事

付紙、新筵者下々方ニ而用意、台者御郡方作事より相渡候事

一 御幣櫃御神贄入御長持之持人者不及申ニ、継人足馬方共服穢之もの可指出事、惣而奉幣使江御出合申候、役人其外御先払之者船渡船頭加子御宿致し候者迄も、服着相改可申事

一 御旅館行義桶多盛砂可致事

- 一 御道筋有之候墓卒都婆，相見不申様ニ菰松葉ニ而包置可申，惣而見江掛リ見苦敷物無之様ニ可致事  
附リ，雪隠其外何ニよらず不浄所菰困可致事
- 一 御道筋前夜より当日御通済候迄，穢物通し申間敷并，死人家有之候ハバ，戸閉置可申事
- 一 御道筋村々役人共罷出，行義見廻リ，横小路之人押，役人指出御通之間往来留ノ義等，可申付事
- 一 拜見之者座之上ニ居申間敷，土間ニ平伏戸口敷居より外ニ指置間敷，家々庭之内行義能並居可申，尤参掛リ候者も右同断，横町之者通筋より五・六間跡ニ寄，是又行義能平伏致し可居申事
- 一 御道筋寺之門立置可申，鐘撞候義も不相成事  
此条寺社方より寺々江相移置可申候得共，村役人共心得置候事
- 一 僧尼惣而法体人，御通筋見江掛リニ指置申間敷候事  
但，医者之類，十徳着用之者不苦事
- 一 御道筋之村々御通之間，仏事等致用捨而，鳴物相止，諸事騒敷分，無之様可致事
- 一 致売買候位牌惣而仏具等，或は袈裟衣数珠葬送之野道具，表具屋ニ而は仏絵其外卒都婆何ニよらず右之類，見江掛リニ指置申間敷事  
但，右之品々看板のれん書等ニ而，平生出し候分是又表向ニ指置申間敷候
- 一 御本陣ニ而御櫃居置候下ニハ，新敷菰敷置せ台を御櫃ニ置せ候事  
但，八ふ菰 付紙，菰下々方ニ而用意之事
- 一 御休泊共旅籠之事  
但，勅使御膳部者，被召遣候御家来先々ニ而仕立指上候，御家来之分ハ，雑掌其外侍分江ハ三菜，外ニ香物，末々江は一汁二菜外ニ香物などの旅籠用意可致事  
付紙此通ニハ候得共，東筋之模様ニ准し，菜数相増酒肴用意之事  
勅使御膳部入用之品者，御宿より指上候事
- 一 旅籠払有之候ハバ請取，其儀ニ候ハハ此方より乞申間敷事

- 一 御小休所ニ可相成場所ニテハ、村役人指出掃除等も念入置候事
- 一 在中御道之節夜ニ入候ハハ、家々行燈出し可申事
- 一 御先払之者出し候事
- 一 往来之旅人行掛候ハハ、小路江除遣事
- 一 船坂峠 御郡目附一人

領分ニ而御座候間、御用等之義候ハハ可承旨可申達事

- 一 同所御境目より村役人二人つつ御先払、羽織袴股立
- 一 同所より大庄屋一人為諸締、御跡より附廻り候事
- 一 三石 御郡奉行一人
- 一 片上御宿 御郡奉行一人 在番

御着湯立之節には罷出、并御旅館江も罷越御用等も候ハハ、可承旨申達事  
火廻り 土鉄砲御代官、二人、御足輕

- 一 同所御本陣前仮番所、御足輕二人ツツ
- 一 御本陣江、大庄屋二人、外ニ村役人相詰候事

但、御旅館道火之節には、御退場へ御案内可致、尤其場所出張之御役人も  
早速罷越事

- 一 御退場用意之事
- 一 宣命台 白木三宝 一 御冠台 同
- 一 御朱印台 同

付紙、三宝御郡会所役方より相渡候事

- 一 白木御太刀掛 一 同 御長刀掛
- 一 御手拭掛 一 まな板 二面
- 一 はし<sup>カ</sup>里 一

付紙、御太刀掛御長刀掛御手拭俎板はし<sup>カ</sup>里御郡方作事より相渡候事

- 一 置公土<sup>カ</sup> 五ツ 但土公土<sup>カ</sup>

付紙、下方ニ而用意之事

- 一 御料理場入用手桶水桶等之類

付紙、桶水こし柄杓之類古道具方より相渡候事

一 御膳台 一 一 天井幕

付紙，御膳台天井幕御郡方作事方より相渡候事

一 加箸 三・四本 内一本茶柄杓

一 吉井川 御郡目附一人土御代官二人

一艘 大渡船 御船頭一人

御揖取一人

御加子一人

御渡場御揚場へ

一艘大渡船 右同断

一艘 御夜番替船 御揖取一人

御加子三人

一艘 繰船 中葉<sup>カ</sup> 一人

御加子二人

右繰船者水嵩之無扱御馳走ニ指出可置事

四人 御船しらへ

御供中者，御大名方御通行之通，在渡ニ可致事

一 御幣櫃積候船ニ新筵敷可申事

一 藤井御休 御郡奉行一人御郡目附一人

一 同所 大庄屋村役人等見斗指出候事

一 同所 御本陣前仮番所 御足輕二人

一 右之外同所御本陣仕構，片上ニ准し候事

一 辛川 御郡奉行 一人

一 御幣櫃台同所御境目より備中宿へ持越宿より御領分中持廻り候事

一 中嶋川 御郡目附一人 土御代官一人

在船ニ而御船者不指出候，御手船等頭一人

御加子才判可罷出事

一 矢田村御境 御郡奉行一人

以上

勅使御荷物御本陣入ニ相成候得者、立場々々ニ而新菰致用意敷可申事

一 御轎并替輿御座包<sup>カ</sup>ニ候得ハ、台敷物等ニ不及義ニ候得共、品柄之事故宿役人<sup>カ</sup>之心得を以有合之品ニ而、台敷物有之候様可取斗、其余長持之台敷物ニ不及との御事ニ間、御轎替輿新筵致用意敷可申事

但、台ニ載せ不申而難相成義も有候<sup>カ</sup>ハハ、下々方ニ而<sup>カ</sup>有之台寄置可取斗事  
御小休所

- 一 三ツ石      一 八木山      一 伊里中      一 片上御泊
- 一 香登西村    一 一日市      一 藤井御休    一 二本松
- 一 岡山町      一 御門        一 備中宿

右御小休之市々御駕籠立場、切芝台并仮雪隠一ヶ所ツツ下々方ニ而取持候事

一 御駕籠立場之廻り幕田ひ候間、幕串等致用意候事

一 仮雪隠凡三尺五寸ニ四尺位惣竹仕立、屋根草葺三枚藁田ひ皮取小麦草菰<sup>カ</sup>蔀戸も同断、竹背開きにして惣加つら結、踏板御郡方作事ニ而出来可相渡候間、地を掘松葉敷又ハすくもニ而も入、至而手輕仕立内外とも砂まき候事

一 御手水桶 但萱切芝高して置、御手水請之所少し掘出、縁芝ニして松葉を入候事

一 仮雪隠外田ひ矢切御幕ニ而見合取田ひ可申事

一 御手水桶三ツ石・伊里中・一日市御本陣有合之手水桶ニ而相濟セ、八木山・香登・二本松・三門・備中宿・五ヶ所江ハ古道具方より相濟候事

一 幕御郡方作事より相渡候事

一 御供方仮雪隠別ニ致不申候間、人家之分致掃除置候事

以上

奉幣使御通行之節御道筋仕構、右之通相移候間、此旨御心得諸事宜敷取計可被申候

以上

金光 清右衛門

右之通被仰公候間、此旨御心得、村方江不洩様御申聞置可被成候、此状御印判受乞急々御廻し可被成候 以上

五月十四日

大森増次郎

奉幣使様来ル二十一日京都御発輿、二十八日藤井駅御着休被為極、御通行御座候右ニ付左之通

- 一 拝見ニ罷出候者座上ニ居申間敷、土間ニ而平伏致し、家々戸口敷居より外ニハ指置間敷候事
  - 一 人家無之往来筋横道ニ而拝見致し候者、拾間斗扣繩引、其内ニ指置素其場所判頭共一人行義裁判致し候事
  - 一 御当日前晚より翌日御通済迄、村々火用心番御申付、村内打廻り候様御取斗可被成候
  - 一 犬猫飼主有之分ハ繫置、飼主無之候分ハ取捨、御道筋へ出不申様御取斗(可被成候)
  - 一 往来筋家々草履草鞋其外番傘津里さけ候品、不残取置候事、素より軒下ニ有之売物棚取込ニ置候事
  - 一 往還筋家々戸口壁等ニ寺社守札張付、又ハ木札掛置候分、不残取込候事
  - 一 家々障子見苦敷分張替、聊穴明居申候ハハ切張取繕、素障子メ切置候事
  - 一 孫ひさし往還江出は里目立候分取払候事
  - 一 二階窓戸障子無之分ハ菰田ニ致し置候事
  - 一 御当日牛馬野合飼ニ出候事不相成、素草刈たりとも山高所ニ居申義不相成
  - 一 御当日岡山江御用之外罷出候義不相成
  - 一 御通行前心付、見苦敷旅人御道筋を遠さけ置候事
  - 一 村々藤井寄人足ニ罷出候者ほふかむり、はちまき、はたぬぎ候事不相成
- 右之通御心得村方江夫々御申付置可被成候

五月十四日

以上

## 大森増次郎

元治元（1864）年奉幣使梅溪中将一行は5月21日京都を御発興され28日藤井宿着休の予定との藩よりの通知があり、本稿末尾に採録した津下正道日記によると、予定通り28日昼四ツ半過に藤井宿着九ツ半出発されている。

その際の供立は文化元（1804）年四辻公説の際とほぼ同様140人内外であり、御荷物、及び人馬の使用数も先触状によって、340—50人馬10余疋位であったであろう。そして前項で述べた如く実際に使用された人馬数は大幅に増加していたであろうと思われるのである。

ところで、さきに挙げた「三石宿継送りに出役の助郷人馬出役区分」表には、この奉幣使御通行のさいの三石宿の出役がつぎのように掲載されている。

五月二十七日	下りの際	
清水村組	定助	百六人
七月九日	上りの際	
	宿切	二十三人 十九疋
清水村組	定助	六十人
奥吉原村組	定助	七人
北三組 日笠下村組	大助	十八人
北三組 矢田村組	大助	十八人
北三組 藤野村組	大助	二十二人
	計	百四十八人 十九疋
七月七日	雑掌加島通行の際	
	宿切	三十人 二疋
南両組 奥吉原村組	助郷	九十人

これらも藤井宿通行のさいの宿駅助郷出役の参考になると思うので収録したのである。

3項において、ほぼ助郷関係の大きを述べたので、ここではこれら奉幣使関

係の出役が、村方内部ではどのように処理されていたのかを見ておきたい。

奉幣使関係が村方史料に現われているものとしては、「足役留帳」と「諸入用割賦帳」がある。<sup>49</sup>これら両帳共に「高懸」＝「高掛」関係の帳簿である。これらから関係分をつぎに抜きだしてみよう。

文久四年子年 <sup>(一八六四)</sup>  
元治元年

沼村諸入用割賦帳<sup>40</sup> 但亥十一月割後より

五月分

廿六日

一 九升六合 虎太郎

奉幣使様藤井御着支度ニ付膳わん十六人前但一人前ニ付六合ツツ

十八日

一 一合 多次郎

奉幣使様御通ニ付往来横道江繩はり出張

廿五日

一 四合 方十郎

右同断 菰二枚繩共与介跡家ニ出

廿八日

一 四合 文三郎

右同断之節大留ニ付歩行板二枚往来遣

廿七日

一 二合 関左衛門

右同断 繩二本代

同日

一 銀一匁 同人

右同断 女竹十本代 人留杭遣一本ニ付

一分ツツ

六月分

五月分廿六日より廿八日迄

一 一斗二升 重吉

奉幣使様御通行ニ付継飛脚人立宿踏荒し料

七月分

四日

一 二升二合

奉幣使様御通ニ付寄具ふとん十一損料一ツニ付二合ツツ

三合四ツ 多次郎 六合三ツ 平蔵

四合二ツ 岩吉 二合一ツ 繁八

三合一ツ 喜左衛門

四日

一 一升

奉幣使様御通ニ付往来退所直し 上れん唐鍬損料

二合 佐吉 同 代介 一合 弥三郎

一合 三の治 二合 清吉 二合 紋吉

七日より九日迄

一 九升 重吉

右同断御通りニ付村役人飛脚人共踏荒し料三日分 但し一日ニ付三升ツツ

八日

一 銀札二匁二分 重吉

右同断 蠟物三丁代 一丁ニ付五分六ツツツ 一匁六分八厘 元利

(合計石高四斗三升 銀計三匁二分)

同年

「沼村足役留帳」<sup>(47)</sup>但亥十一月割後より

五月分

十七日

一 八分 吉左衛門

奉幣使様御通ニ付藤井ニ寄道具持参

同日

一 八分 安左衛門

右同断 寄道具藤井江

同日

一 七人二夫

右同断 人足岡山行但し一人八分ツツ 熊八 吉左衛門 繁八 久次郎

同日夜

一 二人

右同断 火用心番 但し一人ツツ 関左衛門 重吉

十八日

一 一人二夫

右御門人様御荷物檐原江

六分ツツ 吉左衛門 重吉

廿七日

一 四人二夫

奉幣使様御通ニ付往来砂但し七分ツツ 安左衛門 岩吉 平蔵 利三郎 久次郎 多次郎

廿五日

一 三人

右同断 継飛脚夫但し一人五分ツツ 平吉 源吉

廿六日

一 三人

右同断 一人五分ツツ 八百吉 利之吉

廿七日

一 三人

左同断 一人五分ツツ 才十郎 泰三郎

同日夜

一 三人

右同断 一人五分ツツ 幸蔵 半左衛門

廿八日

一 三人

右同断 一人五分ツツ 多次郎 紋吉

七日

一 六人

御国御長持人足岡山行但し一人五分ツツ

平蔵 岩吉 十吉 吉左衛門

十三日

一 七人二夫

京都御役人并御家中御用人足岡山相勤メ

一人八分ツツ 増右衛門 安左衛門 吉左衛門 重吉

十六日

一 八人

京都御役人并御家中御用人足片上行但し

二人ツツ 平蔵 岩吉 繁八 重吉

廿一日

一 八人

御国御家中并長州御家中御用人足片上相勤メ

但一人ニ付二人ツツ

平蔵 吉左衛門 松吉 重吉

廿七日

一 八分

金蔵

奉幣使様ニ付遠見 一日市江

同日

一 一人

次三郎

右同断 御着刻聞合 一日市江又藤井江

同日

一 二人四分

右同断 御案内梨ノ木より長原迄ほふき持共 八分 泰三郎 代介 恵左衛門

同日

一 二人四分

右同断 往来請所江道掃除夫 八分ツツ 繁八 増右衛門 岩吉

廿八日

一 一人二夫 佐七

奉幣使様ニ付判頭代ニ而藤井割場手伝

廿六日

一 二分 繁八

右同断 寄道具才判

同日

一 一人八分 泰三郎

右同断藤井江才判 朝五ツ時より夜五ツ半時迄

廿七日

一 三分 多次郎

奉幣使様御通ニ付茶屋鹿小屋取夫

廿八日

一 六分 同人

右同断 繩張人留共

廿八日

一 四分 安左衛門

奉幣使様御通之節名主殿<sup>カ</sup>道具藤井持参

廿五日

一 一人二分

右同断御通ニ付往来辺リ古屋一件取かたづけ 五分 弁十郎 亀吉 利吉

廿八日

一 一人六分

右同断之節土留ニ而往来退所直し夫

五分 代介 五分 林吉 二分 同人

二分 紋三郎 二分 善九郎

廿九日

一 五分 林吉

右同断ニ付歩行板あらい八塚江返し

廿六日

一 三分 与四郎

奉幣使様御通之節大庄屋様御出張ニ付村内小遣

廿七日

一 九分

右同断 人留繩張并往来出張木枝切共

五分 関左衛門 四分 実蔵

廿三日

一 二分 次三郎

奉幣使様御通ニ付菰村内江触付夫

廿六日

一 五分

右同断檜原□常堂迄遠見

廿八日

一 六分 実蔵

右同断ニ付大庄屋様往来見分ニ付御同人様申付ニ而檜原上竹原江廻リ

七月分

三日

一 二人四夫

奉幣使様御通之節往来立砂夫

四分ツツ 多次郎 安左衛門 繁八 槌三郎 重吉 同人

同日

一 三人

右同断ニ付継飛脚 一人五分 久次郎 金蔵

同日夜

一 三人

右同断 一人五分 林吉 源吉

同日

一 一人二夫 次三郎

右同断ニ付寄道具藤井江持参行帰り三度分

四日

一 八人

右同断 人足片上行, 二人ツツ 久吉 喜惣次 折平 才十郎

七日

一 三人

奉幣使様弥定日相成リ継飛脚夫

一人五分 林吉 多次郎

同日

一 三人

右同断 一人五分 平蔵 松吉

同日

一 十人

右同断 人足片上行 二人ツツ 幸蔵 利三郎 安左衛門 吉左衛門 利之

吉

八日

一 三人

右同断継飛脚 一人五分 林吉 泰三郎

同日

一 五人 清吉

右同断人足三ツ石通し

同日

一 十七人五夫

右同断人足片上江相勤メ

三人 関左衛門 泰三郎 佐七 多次郎 才十郎 二人五分 紋吉

同日

一 八分

平吉

右同断寄道具行戻リ

合計百三十七人二夫

この年総足役計二千二百四十二人

此の米二十六石九斗四合但一人ニ付一升二合ツツ

この足役留帳の奉幣使関係人足は、上り下りと、関係役人の通行に関するものを含めて、合計137人2夫になっている。このうちの上りの際の片上・三石宿行の人夫だけを区分すると、計40人5夫となる。これはほぼ沼村からの純助郷関係分と見てよいものと思われる。この史料からは、助郷分と他の出役分とを厳密に区別できないのが残念である。

しかし、この区別はできないとしても、尠くとも助郷にせよ、他のものにせよ、人足として出役したものはすべて、この足役留帳に記載され、高懸りの一部として村内では処理されていたことは重要であろう。このことは、助郷はあくまで村に負担させられるところの人足出役の一部であり、村入用乃至高懸体系の一斑として取扱うべきものであるということを示しているからである。

ところで、奉幣使の通行は街道筋の村々に助郷関係のみでも、莫大なる負担を課するものであったが、これのみでなく、他にも色々の準備段階並びに通行のさいに多大の出費を負わせたことは、さきに挙げた「仕構書」を見ることによって明らかであろう。

この際の奉幣使の下り、上りの藤井宿通過の日時を記した「津下正道日<sup>48</sup>記」をつぎに摘記して、この稿を終りたいと思う。

文久四年五月二十八日（御下向のさい）昼四ツ半過頃まで大雨、同刻奉幣使梅溪中将様西御本陣御着、九ツ半頃御機嫌克御立被為極候、御立前より人足不

引馬問屋之者多逃去大混雑，御手合致晩仲間共同道帰宅，

同七月八日（御上りのさい）

終日晴天，奉幣使様梅溪中將通善様今昼四ツ時頃藤井西本陣御入，九ツ時頃御機嫌能御立方極候，御本陣才判相勤，晩七ツ半過帰宅，

以上

注

- (1) 豊田武児玉幸多編「交通史」「体系日本史叢書」24，105頁。
- (2) 同，107頁。
- (3) 同，105頁。
- (4) 同，108頁。
- (5) 同。
- (6) 同，114頁。
- (7) 同，109頁。
- (8) 同，163頁。
- (9) 同，166頁。
- (10) 同，182頁。
- (11) 藤沢晋「近世封建交通史の構造的研究所」431頁。
- (12) 同。
- (13) 同。
- (14) 同。
- (15) 同，438頁。
- (16) 同，440頁。
- (17) 同，446頁。
- (18) 同。
- (19) 同，584頁。
- (20) 同，438頁。
- (21) 同，584頁。
- (22) 同，585頁。
- (23) 同，589頁参照。
- (24) 同，586—7頁。
- (25) 同，589頁。
- (26) 内藤家文書。
- (27) 藤沢前掲書，561—6頁。
- (28) 同，620頁。
- (29) 同。
- (30) 中野幡能「八幡信仰史の研究」465～477頁参照。

- 31) 同, 477頁。
- 32) 同, 620—3頁及び第3編第1章注10参照。
- 33) 同。
- 34) 中野前掲書479頁。
- 35) 藤沢前掲書620頁。
- 36) 同, 621—2頁。
- 37) 同, 622頁。
- 38) 同, 623—4頁。
- 39) 同, 624頁。
- 40) 同。
- 41) 同。
- 42) 同, 586—7頁。
- 43) 同, 620—2頁。
- 44) 内藤家文書, 文久4年願留帳。
- 45) 同。
- 46) 内藤家文書。
- 47) 同。
- 48) 岡山市沼津下定一所蔵。安政七年(万延)正月より明治元年末迄現存。

(1981. 9. 17完稿)